

紙の通り兩人へ書下けに相成吉之助養敬等早急岩國表へ罷越吉川家にて今一層盡力取鎮候様之趣なり右に付明日内にも岩國へ可罷越様相談に相成候處仁右衛門議論に及候は五卿之面々素々皇國之御爲を存詰如此長州迄下る程之主意に候へば只今天下之大兵相集候を差置防長兩國之事を案勞致候て移轉延引に相成候ては列藩之困弊第一益以奉惱宸襟事に無之哉故に先何日迄には筑へ轉居相成候哉之書付申受度事と申聞候處西卿早川も尤と同じ岩國行は相止め早川は右之手段取懸り之爲尙早急取仕切模様可申越旨相約し直に歸關

十三日讚岐守五卿を功山寺に訪ふ亦五卿に渡海を勸むるなり讚岐守等長府にては五卿及諸隊の依頼を受け十九日萩を發して長府に歸り二十三日を以て其任を辭したるを見るも亦之れを知るに足る同日總督府使者若井歙吉小倉に到る薩越肥等の諸士相會して議する所あり暫く早川の還るを待つ早川は同日既に小倉を發し馬關を経て長府に赴き月形の書を五卿に致し渡海期日を約せんことを求む十五日五卿十日間を以てするを約し且つ五卿中一二人更に萩に赴き終尾の勸告を萩政府に與へんと欲するの意を付す

(月形より五卿への書)

萩府へ幽囚を解候儀被仰付置候付長府清末へ尙又御督促被遊候はゞ五日之内御答へ可申上右申上次第蹶然御轉座被遊候ては如何可有御座哉若及遅々候はゞ御期限通り御處置被遊度奉希上候乍併其内にも諸隊沸騰にも及候はゞ亂之魁被爲成候儀は素御心外之御儀故直に御轉座可被遊爲其内分長府清末へ御發船の御用意迄も被仰付置度奉存候事

但期限可爲七日事

(五卿の答書)

此方共移轉之儀明十六日より十日の猶豫を以萩表反正之儀否に不拘必其藩へ可令渡海決定に付解兵之儀早々周旋有之度頼入候事

十二月十五日

(回天實記十二月十四日)

馬關に行月形洗藏に面會筑前人外も數人相會候て彼輩曰く此節五卿方御轉座

何故御遅延被遊候哉最早斷然と御見切を以て弊藩に御遷座被成下度偏に御周旋御頼申と申事故答て曰く只今の所にては中々御轉座被遊難き子細は是迄之御交義も有之國中四方に敵兵を引受内亂亦起り懸り居候折柄に付十分御盡力被遊宰相公へも御忠告被爲盡候て其上にも御主意不被行候時は無是非儀に候得共是迄位之御周旋にて直に御轉座被遊候ては御信義不相立候間御轉座之儀は未速には難被行と申答候得共彼等曰く長藩之爲而已思召候て空敷御遅延に相成候て天下之事は御捨置被遊候哉夫は誠に殘念之次第也何卒此節は御果斷を以て御渡海奉願候と申張追々激論に相成候得共遂に和談に相成跡にて酒共頻りに傾け候て今夕は致一泊候

(同上)

十五日晝比より歸宅今夜今中作兵衛伊丹眞一郎來候て御決議之所被仰聞候右は今一應五卿方之御中第一兩卿萩表へ御出にて御盡力被遊候て其上にも不被行候時は最早人事も相盡被遊御信義も相立候事故其上にて御渡海可被遊旨被

仰聞候也

十六日月形洗藏參殿拜謁にて御渡海御促申上候

十七日筑紫衛參殿にて復御渡海御促申上候也

此間に於て西郷吉之助税所長藏を伴ふて十七日小倉を發し岩國に赴く蓋し岩國に説きて萩政府を動かし萩政府と諸隊との衝突を避けしめ以て五卿移轉を促進せんとするなり而して筑薩二藩士が孜々として五卿附隨の士を説き遂に五卿渡海期の内定を得るに至りたるの日は既に高杉晋作等が斷乎として俗論派政府に反抗して兵を馬關に擧げたるの時なりしなり

## 第二十六章 元治元年冬期の毛利氏 (其五)

高杉晋作舉兵の計畫○石川伊藤の同意○高杉等の舉兵○五卿渡海に關する  
 説諭○長府諸隊の伊佐轉陣○三條西四條二卿の萩行○尾筑兩藩使の萩行○  
 諸隊兵力鎮壓の藩議○前田以下七士の處刑○巡見使の入國○小倉方面の状  
 況

高杉晋作の筑前より馬關に歸るや時事の日に非なるを見て慷慨措く能はず十二  
 月十三日長府に赴き諸隊の領袖を見て大に赤根武人の云爲を排撃し諸隊の未だ  
 果斷に出でざるを讓め共に兵を擧げて反正を謀らんと欲す遊撃隊總督石川小五  
 郎後ち河瀬直孝之れを賛す其他は時機未だ熟せずと爲し高杉の輕舉事を誤らんことを  
 虞れ之れを諫止して數日を待たんと欲す高杉憤然諸領袖を痛罵し去て馬關に赴  
 き伊藤俊輔に謀る所あり時に伊藤は力士隊の總督たり十四日更に長府に赴き遊  
 撃隊總督石川小五郎其參謀高橋熊太郎所郁太郎等に説き他隊領袖にして舉兵猶

ほ早しとせば之れと相離れざるを得ずと爲し獨り遊撃力士二隊を率ゐる直ちに事を  
 擧ぐるに決し將に長府を去り馬關に赴き其金穀の便に頼らんとし高橋熊太郎を  
 して伊藤を馬關より迎しめ翌十五日石川伊藤及び高橋熊太郎森重健藏所郁太郎  
 等と共に深夜大雪を冒し功山寺に赴き條公以下諸卿に謁して訣別し是れより長  
 州男子の膽氣を瀏覽に供せんと言ひ終て出づ諸領袖高杉と議論を異にし高杉聽かず既に  
 野村二人曰く人各其志を行ふの外なきなりと因て一酒壺と一大杯とを手にし遊撃隊の營外に至り  
 「別杯」と呼び滿引して其行を送りしと云ふ太田は最初一たび高杉に同意し故ありて説を變じ斷髪して  
 違約の罪を謝したりと云ふ會雲晴月出づ奇兵隊の一領袖福田俠平馳せ來て高杉の馬前に雪  
 中に脆座し將に事を共にせんとするを以て暫く此行を止めんと請ふ高杉稍  
 躊躇す砲兵長森重健藏隊後より聲を勵して其行を促す軍乃ち進み遂に馬關に  
 入る其十六日黎明高橋熊太郎久保無二三等をして馬關新地の會所に至り老臣  
 根來上總に面し請ふて駐留の吏員寺内某井上某工藤某を萩に還さしめ姦吏の  
 罪を正すとの趣旨を揭示し下の四二二頁に記載  
 せるものなるべし尋て高杉は一群の死士伊藤公曰く十八人  
 と懷舊紀事には二

十人とあり其姓名下の如し石川小五郎所郁太郎新阪小太郎清水彦太郎細川左馬之助後藤深造玉川莊吉  
 (井出正章)中島作太郎(信行)細木元太郎眞田四郎野唯人小柴三郎兵衛川邊又太郎益田一高橋貫助澤

田震太郎宮田半四郎筑波と共ニ海に航して三田尻に至り碇泊せし軍艦の船將に説き  
 小二郎今枝恭藏村松信夫  
 之れを奪ふて歸り海上砲臺と爲し以て馬關に割據す是れは十九日より二十一日に至るまでの間のことなるは略記録の  
 徴すべきあり唯長府報告に二十六日朝癸亥丸馬關海峡に入れること見ゆ果して然らば回航に數日を  
 費せしもの如し又伊藤公等の言ふ所に據れば軍艦三隻を奪ひ來れりと云ふも二十五日付財滿百合熊  
 の報告に據れば丙辰丸へは浪士一旦來りたるも二十二日諸機械を揚陸し急に航海することを得ざら  
 めたること見ゆ且つ前記長府報告中に諸隊の者三十三人乗組と見ゆれば最初奪ひ來りしは癸亥丸一隻  
 のみなるに似たり後頁に載する所郁太郎より吉富藤兵衛に送れる密書の文に見ても亦之れを證すべし  
 二十三日付西郷が廣島より在京小松帶刀に寄せたる書翰中には激黨の内には蒸氣船二艘を奪ひ云々と  
 見ゆ之れを要するに當時長藩癸亥庚申丙辰の三艦あり同時に奪ひ來りしにあらざるも前後相踵て高杉  
 黨に與せしならん但し三艦皆帆船なれば西郷が蒸氣船とせしは誤聞と知るべし當時又廣島總督府より  
 大坂天保山守衛の土州藩に令し激徒五卿を奉じ船に乗り脱奔せんとするの説あり何地向ふを知るべからずと警戒せしことあり此奪船の事ありし爲めならん

## (回天實記十二月十三日)

昨夜半頃高杉東行暴發之催有之遊擊隊中八十人計應し候由にて奇兵隊中天宮  
 慎太郎より内々申來何卒鎮靜被仰付度段申出候に付直に參殿申上候所早速夫  
 々呼出して御申聞に相成漸曉比に相治致安心候なり今日宗五郎殿讚岐守殿參  
 殿有之於萩表色々周旋被致候得共何分俗論盛にて運不申漸人才黜陟并諸隊を  
 解候事は止め土着致す筈に畧決議に相成候様子申上候然に夫位之事にては中

々反正之所は六々敷五卿方にも至極御失望なり長府家老三吉内藏介儀も參殿  
 縷々萩表之情實申上候末藩の歎かしさは宗藩に對候ては萬事用ひられ不申只  
 宗藩の權柄を以て推付此節は尙更俗家盛にて大膳大夫様御父子と雖ども要塞  
 せられ申位に付實に末藩致方も無之様子なり且又兩公より宰相公御挨拶を以  
 て五卿方筑前御渡海被遊被下度段被申述候右に付高杉等甚憤候ての催と云ふ  
 右之通君公よりは被申候得共諸隊共よりは何分御依頼申上國論反正之所御周  
 旋御願申上且又此節に至り君公より他藩に御轉座被遊候様にと御勸申上候儀  
 甚以て不相濟候全く主人父子眞意に無之奸黨より君意を曲げて申上候事故何  
 分御轉座無之様にと頻に申出候也五卿方にも是迄御交義も有之且又諸有志共  
 情實も不便に被思召候間何分にも國論一定國內鎮靜に至候様御盡力被遊度思  
 召に被爲在候也著者曰く此文中に宗五郎公子の名あるも公子は此日猶ほ萩に在り蓋し宗五郎の代理として老臣等の讃岐守と同行せしなるべし

## (奇兵隊日記十二月十八日の條)

過る十五日夜半高杉和輔自馬關長府へ歸り遊擊軍に寓居の處俄に遊擊軍を敵

同し御楯隊も鼓せんと手段を盡し候處四五人同意後總管に被折て止む曉七ツ時東行終に遊撃軍を帥ひ馬關へ出張於是餘の諸隊も議論大に破れ遺憾々々伊藤俊輔も同時に角力隊を率ゐ馬關に赴き盡正姦吏之罪との高札を市中に相立御目附其外役人段々萩へ被歸病院に一同罷居候様子に相聞候事

(根來上總手記)

十六日夜明け前長府出張の御用所屬吏より二宮榮藏を以て申越候は長府よりの内通に明朝御楯隊より馬關會所を圍み候由謀主に高杉東行と申もの朝とは申ても晝には成可申爲心得致内通との事に付拙者申に嘗て東行が話に軍の勝利は朝懸けにある由申居り決して朝は早かるべしと申て至急井上源右衛門寺内彌次右衛門呼寄せ咄し候内に早や會所を取圍み久保無二三高橋熊太郎兩人來り候て源右衛門彌次右衛門は奥に藏れ居熊太郎無二三に拙者相對候處兩人申分に當所出張の役人は不殘萩へ御返し被成尊公様は御残り被下佐々木小次郎丈け被殘置候様にと申一通の書面を取出し此通り被計度御相談仕候と申候

に付致披見候へば井上源右衛門は只今より萩へ差返し寺内彌次右衛門は外に罪狀を記し依て鼻首する者也と申一書に付孰れに鼻する哉と尋ねければ會所門前橋の元に立しと申に付拙者申に夫は氣毒の至り只今一水を隔て向地には諸國より長州追討の兵出張し狙ひ居り候折柄に付内輪合體の姿を示し度折柄彌次右衛門一人の爲に敵方への聞へも不宜御上御心痛にも相成事に付至急萩へ返し可申候間鼻首は止め候様申聞せ候所歸りて申聞と申候て源右衛門彌次右衛門にも直様歸り候様申聞せければ暗殺の恐有之候間後より可歸と申候に付拙者夫は却て不可然本道より駕籠にて歸り可然暗殺致させ間敷と申聞せ置又無二三熊太郎を呼寄せ彌次右衛門其外只今より本道通り駕籠にて返し候に付途中にて暗殺等無之候様頼と申聞せ候處兩人畏り暗殺は必ず致させ不申早く御返し可然と兩人相答へ候右兩人粟屋半右衛門無難にて歸萩いたし候事

(伊藤の談話)

三條公等を長府に移すとき吾輩も諸隊と一緒に長府に來た諸隊は皆な寺など

を借りて居つたそれで俗論派の政府では正義派の役人等の首を斬たり牢へ入れたり何かの始末も濟で仕舞ふた所で其時分吾輩に屬して居る力士隊は人數が少ない御楯隊を御堀が持て居つたが己れの方の人數が少ないから一緒に仕様と云ふので長府の寺へ一緒に置いて吾輩は大概馬關の方へ出て居つた馬關には寺内と云ふ何でも御目付をして居つた人が出て居つた此先生御納戸方の御頭だが外國人が始終やつて來るさうすると吾輩が居らぬと困るので寺内は俗論の方ではあるが吾輩とは其の事で交際つて居たさうして居ると高杉が筑前から歸つて來て長府へやつて往つたのだ貴様等は何をして居るか此所で兵を擧げて俗論を討たなければ長州は滅却すると云ふ論でやり出した赤根武人が奇兵隊の總督だが此奴旨くやつて俗論の方へ通じて萩へ行て俗論政府と相談をつけてやると云ふので萩へ行た山縣福田俠平等は赤根が歸つて來るのを待て居た其の留守へぼんと高杉が歸つて來て貴様等は何をして居るかと云ふので騒になつた其頃遊撃軍と唱へて來島に従ふて京都へ行て歸つた殘物の集

まりがあつて其の頭領株は今日居るので河瀬眞孝で高杉は彼等と段々言ひ合つて到頭戦端を開くと云ふことになつた慥か十二月十六日と思つて居るが雪が降て居た吾輩は一寸馬關へ歸つて居つた所で其の晩に高橋熊太郎と云ふ浪人を高杉が使に寄越して今夜事を擧げるからは是非歸つて來いと云ふて來たそれから長府へ歸つて見た所が諸隊との談判が中々困難だ例の遊撃軍だけは纏まつて居る河瀬等が皆な高杉に同意をして居るからそれだけの人數は擧げてやると云ふことになつた君も力士隊を持て居るから一緒にやらう宜からうと云ふので吾輩の隊は功山寺と云ふ寺の隣りの寺であつたが其所に御堀の隊と一緒に置たのだが歸つて力士隊の奴等に今夜出るのだから兵糧の準備などをしろと言付けて置いてさうして高杉が遊撃軍の方に居るから其所へ行て居つた所が奇兵隊等の方ではもう少し待て共にやらうと云ふ論がある高杉はどうしても待てぬと云ふ結局其の議論が着かぬそれでも高杉はア、云ふ流儀の男で是非やらうと云ふ宜しい其處で河瀬や吾輩は宜しい吾々もやらうと云ふ論に

なつて夜半時分であつたらう是れから出やうと云ふことになつて陣揃をしろ  
 と云ふことでさうして三條さんなどが功山寺に泊つて居らるゝから御暇乞を  
 しやうと云ふことで高杉とそれから河瀬も松原音藏山縣九右衛門も来て居たかと  
 思ふが何でも四五十人で三條さんの所へ御暇乞に出た所が今の宮内大臣をし  
 て居る土方と水野丹後と云ふ御家老みたやうな者が居つたそれ等がもう夜半  
 時過ぎだから眼を睜り々々起て来る三條さんは眠てござるので御起し申さう  
 と云ふことで其の間に酒を一杯飲さうと云つて重箱の端に煮豆の食残があ  
 るそれを出して飲で居る中に三條さんが起て來られたそこで吾々は此俗論を  
 傍觀して居る譯に參らぬから兵を擧げて馬關へ出で馬關を取て根據地として  
 俗論と戦ふと云ふのでそれで御暇乞を申すと云ふて御暇乞をして庭へ下た所  
 が兵隊が整列して居るそれで吾輩は功山寺に御暇乞に出やうと云ふ前に自分  
 の陣屋へ行て兵糧の準備をしろと言付けて置たから這入らうとすると門が閉  
 めてあつて這入らせぬ誰であつたか一人内から出て來て大變です御堀さんが

銃器も何も皆な取上げて門外へ一人でも出る奴は斬ると云ふことですから御  
 歸りになつては大變でございますと云ふ爾うかと云ふて己れだけは行くと云  
 ふので右の通り高杉と共に三條さんの所へ上つて出た所が遊撃軍だけは揃つ  
 て居る大砲が一挺あつた森重健藏が大砲方で後とから來る吾々は馬に乗て高  
 杉が總大將ださうした所が雪が非常に積て居る其所へ福田良助がやつて來て  
 雪の中へ坐つて高杉に向い今日だけは是非御止りを願ひたいどうもさう云ふ譯  
 に行かぬと問答をして居ると森重健藏が後方から總督御進みになつたら宜か  
 らうと大いな聲を出した其はずみにずつと先きへ出て仕舞つたさうしたら何  
 でも三十人か四十人居つたらうが吾輩の力士隊の奴等も塙を踏越て忍んで出  
 て吾輩等に追付たのが十五六人も居つたらうそれから馬關へ行て夜の未明に  
 馬關に奉行がある寺内の老爺なども居つて唯、目的は食ふ物が取るれば宜い  
 のであるから追退けさへすれば宜い人を殺すのは悪いと云ふので空鐵砲を打  
 つと皆後ろの塙根を越して遁げて仕舞ふたそれで奉行所を取て後ろの寺を本

陣にして居つた遊撃軍の中に妙な奴が居つて地雷火などを拵へる者が居つたそれが地雷火を拵へて家の廻りへ掛けたりしたさうすると高杉が己れが行つて三田尻の軍艦を取て來ると云ふやうなことで己れと共に死ぬると云ふ者だけは一緒に行ふと云ふことで浪人の中十八人を選抜つてそれを三つに手別をして一艘に六人宛乘て行たさうして今の政府は俗論の掌中にある此儘では長州の勤王は滅却するそれで吾々はどこまでも之れが恢復を圖らなければならぬそれに足下等は御同意ならば即刻碇を上げて馬關へ御出でなさい御不同意ならば御互に此で刺違へやうと云ふ論で掛つた其の勢に駭いて海の中へ飛込で逃げた者もあるが船將等は皆同意した佐藤與三なども其の中だらうが山崎なんと云ふも居つたそれ等は皆同意した山縣公曰く船將河野山崎二人の最も盡力したる由を記憶すそこで十八人で三艘の帆前船を奪ふて仕舞ふたさうして馬關へ持て來たのださうして屹度俗兵が馬關へ討て來るだらうから其船を海に浮べて海上の臺場にして陸を來る奴を撃つと云ふことに掛つたのださうして居ると之れではどうも人

數が少いからどうもならぬと云ふので餘程馬關で募つて百二十人位集まつたらう其兵を吾輩に管轄せいと云ふことで好義隊と云ふ名を付けたそれ等を合隊して總督が高杉それから河瀬が軍艦吾輩だの久保だの高橋熊太郎だのが參謀兼隊長と云ふやうなものだ隊が三ツか四ツかに別れて居つた

案するに力士隊は兒玉久吉郎萩政府の内命を受け上國に赴くと稱し三田尻より馬關に來り密に利を以て之れを誑誘し其二十九人を率ゐて萩に歸る奇兵隊日記十二月二十二日の條に「伊藤春輔總督いたし候角力隊は一同萩より連れ歸候内四人は馬關に残し置候」とある是れなり兒玉之れが爲めに「誠以策略之次第神妙に被思召候」とし銀子五枚を賞與せられたり翌慶應元年正月には北軍に従ひ其二十六日頭取山分勝五郎を徒士に進め扶持米二人口年米二石四斗を賜ひ内藤眞伍の組に編入し花江の別墅に於て力士隊を統轄せしむ後ち俗論黨政府の顛覆するに及び勝五郎剃髮して吉敷の山中に隠れ罪を新政府に謝す新政府中勝五郎の反覆を憤り之れを殺さんとするの説ありしと雖ども終に之れを放置せり

十五日左京亮及び讚岐守長府滯陣の諸隊長を召して五卿渡海の事を諭す隊長等従はず

(大田戦争日記)

一、勝山御殿より諸隊長官罷出候様申し來候に付各罷出候處左京亮様讚岐守様御列坐にて御前近く被召寄兩公より政府黜陟其外の儀御周旋相成候然處五



卿様は御渡海に相成候はゞ御歸京の上御復位の目途も可有之防長如此の形勢にては左様の目途無之に付御渡海可然段被仰聞候に付各一同申上候は左様にては御兩殿様御名義丸々相缺候様奉存候間是迄追々盡力仕候處是非共御渡海相成候ては實に御信義も相立不申に付御熟考被下候様申述退き候事

十八日三條西四條の二卿大雨を冒し長府を發して萩に向ひ十九日を以て伊佐に着す曩に諸卿の決する所に依り公父子に訣別を告げ最終の勸告を萩政府に試んとするなり時に長府駐屯の諸隊亦既に時機到來せりと爲し伊佐に轉營すと稱し昨十七日より順次長府を發し其夜吉田に宿し十九日に至りて悉く伊佐に集まる其實萩附近の地に前進せるなり山縣侯の懷舊記事に據るに實は三條西四條の二卿を奉じて萩政府に迫らんとせしなり獨り御楯隊仍ほ長府に留りて諸卿を護す

此時に當り萩に在りては總督府巡見使の將に藩内に來らんとするを以て十五日令を發して上下益、謹慎の狀を表せしむ會、筑藩喜多岡勇平再び建部武彦淺香一索等と萩に至る此日共に公に天樹院に謁し再び前田檜崎等の罪を宥し之れを

登用せんことを請ふ夜に及び尾藩士長谷川總藏服部忠次郎藝藩士寺尾生十郎等

總督府巡檢使の先發を以て萩に入る是れと同時に若井鋏吉は小倉に赴けり在陣日記に曰く尾藩長谷川總藏萩へ罷越候主意は過激徒說得落合兼五卿筑前へ引移方相濫り候儀は右激徒當春迄萩に於て勢を得候内は當節萩に居候者を踏付置候事故今度之機會に乗じ又々萩方之者激徒を凌辱甘心せんとするの意味依て激徒は腹背之敵にて進退相極り益困究之勢故也右は互に私怨を以て相報候次第にて夫が爲五卿之引移遲延に相成候ては天下の大兵徒に日を送り不相濟依て其邊說得致し公平之情意を以條理に隨ひ過猛の處置等に不相成様萩よりも激徒に諭告且筑前初にては今一層盡力致候て激徒も承服致易く可有之哉之見込を以若井鋏吉は小倉表へ罷越候事右は誰より承り候說と申にても無之候得共推察之處如斯と申もの也薩の西郷吉之助なども當節は右等の申立と存候十六日公毛利伊勢をして長谷川總藏等を其旅舎に訪はしむ長谷川等乃ち

諸隊鎮靜公卿移轉の事を問ふ伊勢實を以て答ふ筑前使臣建部武彦喜多岡勇平等亦長谷川を訪ひ諸隊鎮靜の頗ぶる難事たるを言ふ長谷川聞て喜ばず曰く形勢斯の如くなれば一たび總督府に上言し石川等の巡見を中止すべしと而して長谷川の諸隊鎮撫の要を説くや頗ぶる強硬を裝ひ長藩にして力足らずんば尾州の兵を以て之れを伐たんと聲言するに至れり此に於て乎藩政府の議終に兵力鎮壓に決し之れを以て事局の變轉を避けんとす公乃ち十七日書を監物に致し更に之れを總督府に致さしむ但し十九日の日付とせり監物書を得て之れに副書し二十二日其臣目賀田喜

助をして携て藝州に赴かしむ

(公の上書)

先達て公卿方御引渡猶脱藩人始末之儀御達有之候に付早速右之趣公卿方へ申達猶脱藩人共へも申聞候然處無頼之者千人に及び隊を成居候内へ右公卿方脱藩人共一所に罷成種々難澁之歎願筋申立候へども慎中に付兵力を用候様之儀有之候ては奉對朝廷不相濟儀と百方力を盡し致説得候へども今以承服不仕右故公卿方御引渡只様延引に及奉恐入候に付此餘は慎中之儀には候得共諸隊之者追討致し公卿方御引渡可仕候乍爾混雜中之儀に付自然公卿方御怪我等可有之哉も難計候間此段御聞届被成置可被下奉願候以上

十二月十九日

毛利 大 膳

(吉川周旋記)

尾州長谷川宗藏服部忠次郎へ鹽谷昇助付添罷越一昨十五日夜萩着御名代其外之御下向を待合候内昨十六日長谷川服部兩人當役毛利伊勢井原主計へ相對諸

隊鎮撫公卿方御轉座も餘程手間取候次第委細申入相成候處折柄筑使建部武彦喜多岡勇平淺香一策參合居候て長谷川へ相對諸隊説得甚六ヶ敷段談話有之候長谷川餘程不機嫌にて中々鎮撫御見届相成候次第には無之候に付御名代其外途中より御引返し相成候様可申上旨申立候に付御本家方には不一方苦心にて種々御會議有之候處最早不被爲得止參掛に候得ば此上は兵力を以御取鎮可被成との御決議に相成候由にて諸隊追討御届書御調へ相成今日昇助へ御達有之此御方より督府へ被差出候様との事にて右御書面御引渡し有之候由也  
十七日藩士を萩に召集し更に戒嚴の諭告を發す

(召集の令)

此度爲御手當御役配被仰付候付ては速に御請可仕若作病を構へ引籠居候もの儀は則嚴罰可被仰付旨候事

(諭告)

請口々々へ諸隊之者令群行候はゞ差留可申段勿論之事に候へども兵器等も不

携少人數にて敬禮を盡し歎願筋有之候歎何ぞ無據譯有之出萩仕度由にて通行相願強て不審之體に不相見候共先差留置御用所相窺候はゞ何分之御差圖可有之候押て多人數罷通り候はゞ隨分相制し不得止事節は打果候ても不苦候事而して又諸役所に令し常務を停止して専ら軍事を處理せしめ新に道家龍助藤井百合吉多田辰三郎大西健藏佐藤寛作森重政之進守永彌右衛門郡司武之進郡司千左衛門を擧げて手當掛と爲す十八日前田孫右衛門年四十七毛利登人年四十四大和邦之助年三十九渡邊内藏年二十九山田亦介年五十六檜崎彌八郎年二十八松島剛藏年四十四を野山の獄に投じ翌十九日夜之れを獄中に斬り又村田次郎三郎小田村文助波多野金吾を野山の獄に投ず蓋し三大夫四參謀處分と同一の趣旨に出るなり山縣公の懷舊記事に諸隊のを獄より救ふの恐れありと懸念し此殘酷なる處斷を行ひたるなるべしとあり又下に録する吉川周旋記に據れば長谷川の誘致に出るに似たり十二月二十三日西郷が廣島より小松帶刀に寄せたる書翰中にも七士處刑兵力鎮壓の二事は長谷川總藏戸川絆三郎の逼迫大に與れる狀況を記せり當時筑前使臣建部武彦等長谷川に説き更に萩政府に説き諸士を救濟し事端の紛錯を防がんと勉む而も其言行はれず此に於て二十日急に岩國に赴き將に監物に説く所あらんとす西郷吉之助も亦恰も其日を以

て小倉より岩國に至り二人均しく監物に謁し説く所あり監物略其説を容る而して二十一日夜急使萩より到り七士既に刑に就くの報を傳ふ

(吉川周旋記)

- 薩藩
- 大島吉之助
- 税所長藏
- 筑藩
- 建部武彦
- 喜多阿勇平
- 淺香一策
- 今中作兵衛

右今日當町參着に付於御城殿様御逢之節御國內鎮撫之儀に付演說申上候旨左

此度御恭順之實効も相顯候御國內鎮靜之見届督府御名代被差向是にて一先折合は相付候面影に候得共諸隊鎮靜之儀未だ相調不申隨て公卿方御轉坐も于今遲滞に相成全く鎮定と申譯にも參り不申加之先政府之有司輩幽囚之面々は何も爲國家可惜之人柄に候得ば此上過酷之御處置有之候ては一統之人氣に相障り遂に及沸騰候様立至り候ては外侮之恐も有之御一大事の場合に付只々御上下協同國內一和鎮靜之儀精々御配慮被爲在候儀第一御急務と奉存候此末兩藩に於て力之及丈は御周旋致し寛大之御處分有之候様盡力可致は勿論に候得共御内輪に於て紛亂無之様御鎮定之儀無緩御心得可被下云々右殿様委細御承諾被成翌二十一日夜中於御客屋御饗應被仰付御家老御用人等罷越致引受候然に安達十郎右衛門儀先達て以來御用にて萩罷越居候處今夕忽ぎにて罷歸萩表近狀并に大和國之介毛利登人前田孫右衛門渡邊内藏太櫓崎彌八郎山田亦介松島剛藏七人之面々去る十八日入牢被仰付十九日夜中俄に死刑御取計相濟候趣等承歸り巨細申上候處殿様殊之外御當惑被成何分大島以下と

打合置候儀に相違候て不相濟候得共何分通知は可致との事に付十郎右衛門直様御客屋罷越右七人死刑御處置濟之儀委細申述候へば大島以下愕然之體に候處筑藩三人申分に先日私共萩表罷越候節尾藩長谷川總藏服部忠次郎へも致面會又御宗藩役人方へも相對仕御國事向色々談合候儀も有之候其節之口振を考合候得ば右七士御處置之儀は本體長谷川より相誘候共にては無之哉之段申分も有之候得ば大島事餘程力を落候様子にて折角斯様之御沙汰無之様にと是迄種々致心配候得共最早力に不及致方も無之次第畢竟は長谷川を差出候儀督府之失策也と申殊之外不平之顔色にて無程一同引取候事

巡見使石河佐渡守戸川鉾三郎千賀與八郎等は十九日を以て既に山口に入り破城の跡を巡視し山口城は城と稱すべき程のものに非ず且つ巡見使亦窮迫の二十日萩に入る老意なし隨て之れを破壊すと謂ふも單に形式に止まりしなり臣等出て之れを道に迎ふ使節の館に入るや公特に毛利伊勢を遣はし來使の勞を慰せしめ更に井原孫右衛門御用掛粟屋拾藏臺所を以て接對員と爲し先手物頭三人をして各、其旅館を警衛せしめ濱手門松原門を閉ち東南門及び大手惣門を

開て以て使節の通路と爲す二十一日石河等城中を巡視す其夜世子三使を其館に訪ふ

口上

只今爲御見分門前被成御通行御苦勞之儀に候就ては父子共所勞故致失敬候右に付謹慎中猶氣分不相勝候得共差押爲御挨拶致參上候

十二月二十一日

毛利長門

案ずるに石河戸川等が總督府への報告に依れば當時世子の其旅館に到りしを軍門謝罪の意に解釋せり

同夜三使宍戸備前毛利筑前毛利上野を其旅館に招き諭告す曰く

一三條實美初五人之輩等處置方之儀に付頃日申達有之候通無猶豫早速引渡方盡力可有之候事

一今度鎮靜筋見届候趣督府へ可申達候猶此上共油斷有之間敷候事

同夜三使を其旅館に饗す石河には宍戸備前接待人と爲り小倉源右衛門馳走人と爲る戸川には人と爲り内藤造酒 二十一日三使萩を發す公老臣を遣はして別を告げしめ選鋒隊百馳走人と爲る

五十人を出して警衛し更に老臣をして之れを道に送らしむ毛利筑前三使を國境に送り次て岩國に至り此事件の落着を告げしむ小方孫七郎佐世吉次郎三使宿驛送迎八 二十六日石河谷藤兵衛封内隨行三隅作藏志賀兵助兒玉胤前騎井原主水内藤造酒山添金之助後騎 二十三日等岩國に入て監物に面し即日新湊を發して廣島に歸る長谷川總藏等亦二十三日を以て萩を去り廣島に還る

此時に當り小倉方面に向へる總督府使節若井鍬吉尾尾は仍ほ長藩の内訌を防ぎ以て解兵に便にせんとするの念に切なり二十日越藩酒井十之丞毛受鹿之助筑藩加藤司書等と共に長府用人莊原半右衛門目付林郡平清水麻之允等を招き之れと語る所あり更に諸隊及び五卿附隨の諸士を慰諭せしむ後ち二十五日長府老臣三吉内藏介中村衛士井上小輔林郡平林常太郎竹野谷一郎等再び小倉に赴き毛受長谷川と相談議す

小倉在陣日記當時の應接を詳にす中に當時諸隊の事情を見るべきものも少なからざれば左に抄録す

(在陣日記抄)

激徒諸隊山口より長府へ出張之儀如何之譯に候哉

庄原答

本藩より右諸隊の人數隊を解候様申渡候に付俄に長府へ罷越候五卿も右鎮撫之爲被參候由に御座候

問 右諸隊の歎願之儀有之由如何之主意に候哉

答 本藩因循之有司共京師騷擾後悉く拔擢せられ候故諸隊の者志願筋萩官府へ難申達其邊より無據長府へ致退轉候儀に候右に付本藩より毎々鎮撫之筋説得有之且長府清末并三條初も申合せ其筋説得厚く致盡力候へども此頃にては激徒却て長府并三條初を疎し候様に相成申候四五日以前萩より重役之者又々説得之爲出張候左京讚岐も同席にて右諸隊之隊長呼出速に隊を解き謹慎罷在候様大膳父子の命を傳へ其上種々理解に及候處更に聞入不申右隊長申出候は此節拙者共君を擁し候哉に可被存候得共全左様にては無之唯々皇國之御爲且

君父之御爲筋深く存詰候故に候と申迄に候由

問 此節激徒之諸隊不殘長府に罷居候哉

答 右は前條之如く説得致候故か激徒諸隊之内にて議論にても差發候哉四五日以前俄に致沸騰夜中遊撃力士之兩隊百五十人計馬關新地へ出張致候外に忠勇隊一隊太田一之進と申者隊長として五卿に附屬警衛致居未だ長府に滞在其餘之殘黨は悉く伊佐と申所へ引取屯集致し候様相成右伊佐屯集之人數隊長之内赤根武人と申者本藩より説得之筋粗聞入致盡力候者之由伊佐と申所は本藩領にて長府より六里計有之所なり著者案するに忠勇隊は五卿所屬の浪士の隊名なり太田の率むたるは御楯隊なり此文二者偶々相混せしなるべし

問 右新地罷在候もの如何の舉動に候哉

答 先づ近頃は俄に暴亂を起し候勢には無之寺院に潜居致候此者共長府にて引分れ候比は交りも絶候様相見候得共近日にては又々海路より馬關へ致往來候如何之主意に候哉難計候得共何分掛念之事に候

問 浮浪脫藩之人員幾何なる哉

答 大抵七十人計も有之候とか被存候此分は五卿之警衛而已にて諸隊に懸り合不申平穩に罷在候

歟吉申聞る 先年來本藩にて身命を抛ち攘夷相致候儀厚志之段實以敬服乍併皇國一致して外夷の侮りを不請事肝要なり必ず一國一州之力而已にて攘夷之成功は無覺束且又此度京師騷擾後大膳父子は素より末藩之人民まで一同謹慎罷在其上諸隊迄暴動無之鎮靜罷在候様慇懃被及説得候處獨彼の諸隊之者計君命を不用頑然徒黨を結び屯集罷在候者更に合點參り不申實に君父之爲盡力之心底ならば今一應諸隊之者も勘考致し區々之僻見に陥らす所謂大忠大孝を盡され眞に皇國之御爲に相成候様致度實は愚存一應は右諸隊之隊長并本藩之重役方へ面會之上及議論度故筑前月形洗藏へ申入候處却て諸隊之沸騰を起し候も難測との趣故無餘儀各方遠路御呼立申候猶又御歸り之上右之趣意諸隊并五卿且附屬之人々へ申通し吳候様申合候て各退去之事

(二十五日)

問 先達て尾州若井歟吉より説得に相成候筋激徒諸隊へ被相達候哉

答 莊原半右衛門初は二十一日歸藩私共儀は二十二日出立に付右被仰合候筋是非申通候事には候得共返事等は未承内出立致候

問 右諸隊之模様如何

答 此儀も先達て莊原申上候通其後日數も無之故異條も無之

問 三條初は如何

答 十分渡海之存意にて本藩長府等へ夫々支度等注文有之事に候只々附屬致居候忠勇隊之者にて彼是六ヶ敷趣右に付長府にて警衛致候間右之者は伊佐同類の方へ引取吳候様相頼候得共一切聞入不申于今附添居致方無之趣

問 先達て馬關新地へ出張に相成候諸隊本藩役所へ踏込米金等奪取候儀は如何

答 左様之儀は無之先達て長府より右諸隊新地へ罷越候砌本藩重役根來上總

出張罷在候付武器借用致度趣諸隊之者より右上總へ申入且新地にて本藩之武器藏へ踏込候得共上總は是等之事も可有之哉と豫め慮り長府と申合以前に海運致置右武器藏中には何も無之事也

問 馬關へ左之通高札相建候儀は如何

奸吏共恐多くも君上之御正議に戻り四境之敵に媚御屋形を毀ち關門を破り言語に不堪次第依之其罪を正し農商を安ずる者也

答 右は高札にては無之諸隊新地へ出張之砌同所城戸へ張紙いたし候事に候去る二十二日比本藩より二百人計伊佐へ諸隊鎮靜之爲出張相成候に付自然諸隊聞入不申節は兵力を以取鎮め候哉も難計旨申聞る

問 五卿之内兩人萩へ罷越候儀は如何

答 先達て萩表へ被行候時於長府は色々差留候得共押て被行候事也二十二日頃迄には又々長府へ引取に相成候筈途中にて激徒に拘留せられ候様之事無之哉と懸念罷在候右二卿萩へ被罷越候様は今度渡海に付暇乞に罷越と云申立之由

## 第二十七章 元治元年冬期の毛利氏 (其六)

小倉方面の議論○加藤司書若井鋏吉の廣島行○二卿入萩の拒絶○諸隊鎮壓の準備○清水清太郎の賜死○太田野村の副總督府歎願○二卿の長府歸館○鎮壓兵の出發○伊佐諸隊の狀況○赤根の蹉躓○吉川監物の廣島行○總督府の撤兵令

小倉方面に於て長州處分に關する諸藩の意見區々なりしと雖ども筑前の如きは最も寛典の議を持せり以爲らく此議行はれずんば五卿に對し食言の罪を免れず且つ長藩をして兵を藩内に動かさしめば其餘波何等の變を馴致すべきやを知るべからず故に寧ろ五卿の移轉を猶豫するも先づ寛典の議を決し而して藩内の干戈を豫防するに若かずと之れが爲め加藤司書遂に若井鋏吉と與に廣島に向へり

(小倉在陣日記)

一、寛典之被仰出伺之爲加藤司書尾州若井鋏吉同船にて廣島表總督府へ罷越



す右御差圖無之内は五卿は請取申間敷候間夫迄渡海には不相成様月形洗藏早川養敬等へ筑前様より御申付有之候趣早川養敬より承り候旨幸輔相咄す

(水野溪雲齊夜雨日記)

元治元年甲子十一月二十九日朝筑前より五卿方へ御使越智小平太眞藤登喜太岡勇平去二十日藝州出足歸國二十六日一同發長府へ罷越此節筑前美濃守申合之次第政府一定之論を以直に申入度趣也

當月中旬より喜多岡罷越居候處藝州滯陣の尾張總督より伐長之儀家老共三人之首級實檢は相濟たれ共此上防州山口新築城を毀候様且又三條公を初大膳父子より藝州地迄可送出之旨岩國へ申來由之所吉川監物より返答には山口造立は新城と申には無之假屋形の儀有之其様子幕府有司御檢分有之候得相は分可申併破壊致候様との儀に候得者毀も可致候五卿方身上送出之儀は年來御依頼之趣有之大膳父子よりも賓客として被相頼候事に候得者今更送出之儀何分情義に於て不忍次第何卒寛優之御處置被成下度申出候由御聞入無之再應申來候

に付筑前使者喜多岡勇平罷越居候事故右之情實を以勇平より取成致周旋吳候様監物より相頼候由に付直に藝州へ罷越薩州之大島吉之助へ依頼總督へ相達候處何分御許容之姿無之に付右様にては迎も折合不申候に付此節より長州家へ天幕より御預けと申すに相成候はゞ其角目も相立候事に付其通被成間敷哉之旨致盡力候處夫も難相叶仍て五卿方之處筑前より専ら周旋を盡し引受候て九州五藩へ御預に可相成候間其趣美濃守殿へ被申達早々致取計候様總督より左之書付兩通相渡され候に付勇平儀歸國美濃守へ相達し候處不圖周旋可致との政府の議論一定之上五卿方思召も可有之儀に付一應御内意伺來候様との申合にて三使罷越候且當五卿方諸隊一同長府有司へ一應申入拜謁仕度との事

(同上)

十二月二十日筑前藩月形洗藏參殿申上候次第

一、解兵之事

一、削土無之様の事

## 一、國內鎮撫之道相立候事

右三ヶ條實功不相立ては對長州家美濃守御引受難被申仍て加藤司書を以藝州に於て督府へ被爲申入暁と書付をも受取參候筈に付御期限御治定には相成居候得共右聞届之旨淺香一索今中作兵衛兩人の内罷出申上候迄は御動坐不被遊候様奉存候事

若井等の廣島に到るや<sup>二十</sup>日總督府に出て其意を陳す總督府亦之れを容る乃ち更に岩國に到て<sup>三十</sup>日監物に説き兵を用ふること勿らしむ

(二十三日の應接記 吉川氏報告文)

諸隊鎮撫の儀に付去二十三日若井鋏吉殿御出候て監物御相對いたし候節被仰聞候御主意左に

一、小倉御滞留中萩表より十七日仕出長谷川殿より鎮撫難相調段御報知有之其趣に付二十日夜中迄會議有之可成鎮撫有之候方に相詰候に付去二十二日廣島表へ罷歸候處兵力相用ひ候ては其末如何可相成哉難計儀に付先鎮定本體に

無之ては皇國之御爲にも不宜候段督府并永井大監察にも同様之御主意に付其段御傳申度罷越候との御様子

一、右に付萩表にて長谷川殿御主意は若井殿御主意に喰違候哉にも相考長谷川殿にも明日爰元御歸來にも可相成と相考候得ば暫御滞被仰合候て御一定之御説承り申候上宗藩へも可申達候段被相答候處何分若井殿御上京之御日限も有之御滞留等は難被成候由にて右之趣は廣島にて可申合候間一人差越候はゞ夫々相含可被差返候由に付香川諒差出置候事

一、右御差急に付督府并大監察之御主意此分相變候事無之候得ば此上申上候までも無之萩表へ早々申遣置可然段被仰聞候に付右御主意之所は不取敢萩より爰元に詰居之役人へ相含申達候事

一、右鎮撫之儀は素より謹慎中國内にて鬭争有之候段は尤不相好何分にも皇國人情にも相係り候事故可成鎮定は仕候心得に候得共萩城下之事情隊中之心得も難相分候に付是迄諸隊へ親敷説得いたし候人柄早速罷越候様萩へ申遣尙

側役之内より兩三人様子見聞に差出申候得共いまだ間相も無之て様子相分不申右之通り督府より鎮撫之御命も有之候得ば早速其向可取掛筈に御座候得共右之通事情見合兼居申候乍併隨分は鎮定之心得に候得共彌手に餘り候はゞ終には兵力にて取押候様相成候段氣毒之儀に御座候得共本家においても素より不得止情狀にて干戈を動し候にも可至依之過日豫御届出之儀も仕置候若井殿無據兵力用ひ候に及候はゞ督府尙小倉等何も態々相届置候上可然卒爾に取掛有之候にては素より小倉には參掛も有之激徒突入之儀も有之候にては皇國之御大事に及べく候得ば其段態々御心得無之候ては不濟段も被仰聞候事

三條西四條の二卿は二十日を以て將に伊佐を發し萩に赴かんとして行裝既に整ふ會、重見多仲秋里直記萩政府の命を含み來りて二卿に謁し其萩に入るなからんことを請ふ曰く幕使方に萩に在り又諸隊萩に迫らば兵力を以て之れを拒むの備あり此時に於て二卿萩に入らんとせば何等の變を發するを知らずと二卿乃ち穴戸備前若くは毛利伊勢の伊佐に到らんことを求む二十二日益田孫槌二人に

代り廻神東吾重見多仲秋里直記等と共に伊佐に來りて二卿に謁し更に萩に入るの不可を言ふ二卿心甚だ平ならず

(回天實記)

曉秋里重見罷出候て曰く備前儀は病氣伊勢儀は御用繁にて參上不相調候間益田孫槌名代として差出候旨申上外に爲使者廻神東吾罷出右御口上書之中に此節出萩は御待受相成不申若も推て御越に相成候時は混雜中に付如何様之御不禮に及候共難計云々之文字有之候に付御兩卿様御不快に被爲思召候て御返答被仰聞候にも不及是迄は長々御懇意に御交義申自分信義も有之事故此節御國難傍觀に不忍仍て彼是御忠告も致度筋有之旁萩表に罷越候合に候處御口上通にては何哉臣子之身分にても有之様之御申向何共訝々敷存候全く是迄の御交情とは甚相背候様存候左候得ば最早御忠告申候ても無益の事に候間何事も不申述候其趣き孫槌初め重見秋里等も早々歸萩候て可申達云々と被仰聞候に付四人共甚當惑致し色々辯解致し候得共何事も不被仰聞空しく引取候也萩表よ

りの風説に毛利登人前田孫右衛門大和國之助山田又助渡邊内藏太櫓崎彌八郎松島剛藏等投獄之上斬首之處置に及候由可嘆可痛不堪歎哭なり

同日清末侯萩に至り翌二十三日二公に謁し當役以下政府員等と事を議す是れよりに謁す會、三條西四條の二卿伊佐より中岡慎太郎石川誠を遣はし讃岐守及び宗五

郎を招く時に萩政府は五卿に告別の辭を致さんとし馬關駐在根來上總を長府に遣らんとせり因て茂岡某を伊佐に遣り其事を告げ二卿に請ひ長府に歸らしむ而して宗五郎は已に長府に歸る讃岐守は事を以て其行を謝し亦使を伊佐に派す二十四日公毛利宣次郎に諸隊鎮靜總奉行を命ず宣次郎は二十二日父能登に代て選鋒隊總奉行たり此日更に諸隊鎮靜手當總奉行の命を拜せし兵力鎮壓を行ふが爲めなり當時政府の議案に追討の文字ありしに公は二十五日公鎮靜派遣の將校を召して謁を賜ひ陣中諸法度等を讀告し且つ出兵の主旨を諭令す又萩長府清末山口小郡吉田船木先大津の各處に表榜して鎮靜出兵の趣意を諸隊に知らしめ更に出兵期日及び部署を定む

(出兵の主旨)

出張之廉々

一、今度御人數被差出候ば天幕より切迫之御沙汰に付不得止事儀候へば公卿方御引分を第一として諸隊之者人命を斷候儀は全く不好候事

一、行軍は御備付之通候事

但明木繪堂三見にて暫く相滯人數相揃候上行軍之事

一、敷陣之儀は一ノ先萩野隊二ノ先足輕御中間三ノ先選鋒隊其跡總奉行旗本尤農兵之儀は應援に相備置候事

一、右之通諸隊より凡十二町餘を置相備居候て公卿方速に相渡候様申掛相渡候へば隨分念を入致警衛筑前方乞合之上御彼方へ引渡候事

但公卿方へは隨分散禮を盡し御不自由無之様諸事心配之事

一、公卿方引渡相濟候上は諸隊之者へ是迄度々御直にも被仰聞候儀も有之候處諸事難澁申募りの様御手支りに相成候は如何相心得候哉向後心を改め何事も御上之御命令に隨ひ候得ば孰れも命を助け候様申聞せ承服仕候へば夫切に

して諸勢引取候事

但巨魁之者をば追て御處置有之候事

一、諸隊之者御慈悲之趣申聞候ても承不仕節は無據攻つぶし之外無之然ば接戦は不相好只兵糧攻にして自然と退散致候様攻懸肝要尤策略は大將之駈引に有之候事

(各所の表榜)

諸隊のもの共追々御仁慈をもつて御教諭有之といへども御沙汰筋を奉ぜず止事を得ず此度嚴重御手當被仰付候しかれども隊中多人数のうち前非を悔みこ

とわり申出候ものは少しもかまひなくもとの通り家歸り可被仰付事  
一、手向いたさざるものはみだりに討取申間敷手向致候ものはたとへ若年ものたりとも用捨なく討捨可申事

右之通可相心得者也

(出發期日及部署)

吉田口二ノ手

粟屋帶刀一手

來二十六日萩出發

西市口

兒玉若狭一手

來二十七日萩出發

吉田口一ノ手

毛利宣次郎一手

來二十八日萩出發

(支藩部署の命令)

長府清末へ

長府清末御同勢之儀は西市口一手へ被添置候はゞ於于時御差圖可有之との御事

徳山へ

徳山御同勢船木驛に被控置候はゞ於于時御差圖可有之との御事  
岩園へ

今度岩國より御同勢被差出候はゞ小郡驛に被控置候はゞ於于時御差圖可有  
之との御事

二十五日夜清水清太郎に死を萩の私邸に賜ふ蓋し俗論派政府既に正義派諸士と  
兩立すべからざるの意を決せり而して清太郎は正義派の一名流たるを以ての故  
なり清太郎曩に時事を憤慨し其邑に退く後ち政府之れを萩に召す人或は其危き  
を知り之れを止む曰く是れ必らず藩公の意に出るに非らざるなりと清太郎聽か  
ず曰く予豈敢て君上の命に背くべけんや予死既に晚し死して怨むる所なし唯  
自ら欺かざるを期するのみと遂に赴く果して賜死の命あり乃ち從容屠腹して死  
す時に年二十二二人皆之れを悲む

(宣告文)

清水清太郎

右在役中益田右衛門介其外姦吏共と徒黨を結び御國體を破り上を欺き下を惑  
し人氣動搖終に京師之及變動不容易御國難に立至り御三末岩國迄も御迷惑に

及び且從來之君恩を忘却し肝要之御役中亡命同様之所業せしめ候段旁以不忠  
不義之至不謂事候依之切腹被仰付候事

(忠節事蹟の一節)

親知<sup>清太</sup>沐浴して淨衣を着け端しく坐し古道照顔色と云ふ五大字を書す將に  
死に就かんとする時東に嚮ひ拜すること再び公の居に嚮ひ拜すること再び懲  
容自若として劍を按じ其弟及左右を顧て曰く天或は江家に祚せざることを有ら  
んに其時死を以て報すること能はずんば則清太郎の弟に非るなり清太郎の臣  
に非るなりと腹を屠て死す時に元治甲子十二月二十五日年二十二親知沈黙に  
して剛毅其言貌虔誠人を動かす常に曰く人或は知らずとも豈自ら心に愧ちざ  
らんやと好んで士を延き其家に留寓するもの終歲絶えず

當時高杉黨は依然馬關に割據し兵を増し糧を整へ將に萩に向て雄飛を試みんと  
し奇兵膺懲等の諸隊は伊佐に在り御楯隊は長府に在り始め高杉等の兵を擧ぐる  
や他隊と一旦睽離の状ありしも領袖等は爾後隨時相往來談笑する者あるに至れ

案ずるに十二月末高杉等は馬關より密使を山口市外の吉田藤兵衛に遣り軍資金を借りしことあり今吉富の談話筆記と履歴書とに據り其梗概を記すれば左の如し同年は藩命にて藩内一般節季の取引を廢せられ商業取引など全く廢絶の姿にて吉富は一酌して午睡せしに午後四時頃一使人來つて密會を求む其人は嘗て來島又兵衛に愛せられたる美禰軍太郎と云ふ者にて高杉が其心膽を見込みて此使命を授けしなり衣襟中に縫込みたる高杉と所郁太郎との密書一通宛を取出して吉富に渡し馬關方面の近狀を述べ且つ書中の使命を果さんことを請ふ吉富は其安着を祝し酒を煖め晩食を供し對話時を移す軍太郎曰く十二月二十七日夜高杉に招かれ一大事の密使あり生命を賭して之れに任ずるや否やを問はれ予不肖と雖ども從來命を捨て國事に奔走せる身なり未だ何事たるを知らざれども決して辭せざるべしと答へしに高杉大に喜び此密書を山口の吉富に持ち行くべし途中に二關門あり之れを避け路を山間に取り明早より途

に上り如何にしても之れを届くべし吉富の志操は予固く之れを信ず然れども萬一變節し居らば大事發覺の虞あり此刀を以て一撃の下に斫り斃し此書狀をば火中し其場に自殺すべしとて此刀をも與へられたり因て二十八日早朝馬關を發し今日纔に茲に致ることを得たるなりと蓋し高杉等は正月上旬を期し大飛躍を試みんとして此事ありしなり當時井上は親類監視中にて座敷牢に入れられ親類が十人計も晝夜監視せり且つ井上自身亦一己の所見もあり故に其誘出は直ちに實行し得べきに非らず因て吉富は有合の貯藏金二分金二百兩を返書と共に美禰に交付し翌正月元日再び山路より馬關に還らしむ吉富は正月十五日早朝太田にて高杉に面會の際初めて美禰の馬關に安着せしことを知りたりと云ふ高杉所二人の密書は左の如し

(高杉の密書)

伊藤春輔今晚他行書狀相認候暇無之候間左様御承知可被下候猶亦御存の通井上聞多は拙者眞の其後如何被爲在候哉麻翁死後も寸渡御尋致度存候處御承知の通形勢故不得其知己に御座候處此節幽囚に被處候由誠以遺憾之事に御座候何卒して脱走致候手段共は無御座哉

義遺憾此事に御座候然所國難日に切迫御兩國も遂に幕之有に相成候も必然之  
只今之儘にて置く時は遂に俗物の爲めに被誅候事に付老兄好き謀事を以て小郡より船にて馬關  
 勢且御兩殿様御身上へも迫り候次第は誠以不堪忠憤儀御兩國之臣民必死奉雪

新地へ罷越候様御計被下度千萬々々奉願上候也

御國辱之時節と奉懸按候隨て弟等諸有志を伴ひ義舉相企候事に御座候右に付  
 少々金入用に御座候處中々金を出し候者も少く困窮仕候間老兄兼て之御忠誠  
 に付四五百金も御惠被下候はゞ爲邦家大慶に存候事に御座候委細は伊藤春輔  
 所郁太郎兩氏よりも被申越候間早速御運び被下度奉願候國家回復之後は御兩  
 殿様へも御直に申上候間態と御含被下御計被下候様幾回も奉願候先は爲右勿  
 々如此御座候恐惶謹言

十二月二十七日

尙々幾回も御面倒の義に候得共爲國家御調達被下候様奉願候現金御渡御懸念  
 も御座候はゞ爰元にてカワセに被成下候ても不苦候乍爾成丈けは現銀御送被  
 下候方が所望に御座候何れ極密の事故俗物に計られぬ様所祈に御座候以上

吉富藤兵衛様

高杉東一

内用御密披

(所の密書)

爾來久々御疎濶に打過時下寒威日増候處益御壯猛奉遙賀候然ば時勢日々切迫  
 長府にて種々周旋も仕候へ共回復之目的も相立兼依て他隊は伊佐へ割據し遊  
 撃隊及忠勇隊七分を馬關へ出張し御聞及も可有之新地出張之三姦吏を根來殿  
 へ歎願之上相退け海軍へ相談に及候所癸亥丸同意にて馬關へ相廻し候其外庚  
 申丸船將も同意にて出帆にも可及所水夫亡命致し不得已一艘而已出張に相成  
 候右之趣にて外形少々疎暴に相見候得共決して粗暴之所行は無御座候唯々我々  
 之所期上助御兩殿様下も防長之農商を安し正氣を維持する而已昨今に至り外  
 小倉近邊出張之正義諸藩を結び内は長府清末を結び奇兵及他隊と氣脈を通じ  
 大に恢復之謀略を廻し居候事故爾後萬一之失策無之様日夜同志之者苦慮致し  
 居候然る處右の謀略中雜費過多隊中殆窮困に迫り居候其所は貴兄に非ずんば



救援する人更に無之格別之御難題に候得共五百金計暫時隊中へ極内に御貸渡し被下候は、生前の本望不過之候右御願の事相叶候は、防長恢復の目的屹と相達候と被存候何卒同志中の赤心御推恕被下御許容奉願候此者は故來島又兵衛の家來にて赤心の者に候間右の金子御托し被下候て決て不苦候將又別に御尋致候世涯兄の幽囚如何近日類に有志を嚴刑に處し候由日夜に愁念仕居候可相成は脱走可然と奉存候如何に天命に安じ候とも今日俗物の手に死するは忠とも義とも相成不申と存居候好機會有之候は、爲國一有志御救援是又所望先は御頼迄如此書餘萬縷讓復鴻候勿々謹言

極月二十七日

所 郁 太 郎

吉富藤兵衛様玉机下

太田市之進野村和作二人總督の軍門に伏し屠腹して以て陳情する所あらんと欲し馬關に抵る蓋し亦氣運の一轉を謀らんとせるなり高杉伊藤等其徒死に終るべきを謂ひ之れを止む故を以て二人亦敢て直ちに往かず第五編第一章參看此月二十四日を以

て馬關滞在早川養敬に哀願書一篇を托し小倉副總督府の内覽に供し渡海提出の允許を得んことを請ふ

(哀願書)(越藩小倉在陣日記に據る)

伏惟閣下方伯之尊に居數十萬之衆を帥ひ軍謀密察恩威并行四海之内誰か震懾せざらん意ふに兵卒氷雪之苦道路運輸之勞皆弊藩之故に有之誠に以奉恐入候七月之事實に寡君父子之意に非ず專情幽昧控告する所無之罪を思ひ咎を引き深く自ら譴責仕居候處臣等主憂へて死する事能はず黙々儉生獨寡君之憂而已ならず又閣下之憂をなす恐懼之至不知所言奉存候此度公卿方筑前へ御引渡可申旨尊命を蒙り兵威嚴猛不堪恐懼之處此儀に就ては重々犯威嚴奉歎願度微誠有之軍門嚴密之地を不憚身を挺して推參仕候目下大軍を被差向候儀は先達て於京師歎願之旨趣を不踏鞮轂之下にて騷擾し何とも朝廷を不奉憚段を以御糺し被遊候へば於其情實はいか様有之候共誠以奉恐入候次第にて寡君父子實以歸誠御寛大之典を奉願候處に御座候處於公卿は去七月之儀に御拘り被成候御

儀無之戊午以來攘夷不拔之叡慮を御奉被成爲天下御精力被成候處不幸之事故よりして廟廊に御端委無之攘夷先鋒之思召を以御下向相成候事に御座候此段は寡君父子より御届申上列藩にも公然明白之御儀に御座候寡君父子に於ても天幕之重命を奉じ微力を不惜被仰出候期限之通掃攘之手初め相務乍恐監察使を賜り甚幸之勅感を蒙り奉り候此時朝廷には鷹司殿以下之諸公卿より敵愾之諸侯伯甚多く寡君父子特恩に感激し千秋一時と存込み社稷之存亡をも不顧奉答國恩之萬一度公卿方にも御下向相成候得ば同心一志日夜諸臣を督勵し不敬之罪無之様盡力仕候内不幸にも七月之事起り閣下之大兵を勞し奉り候様立至り深奉恐入候得ども前段之事理に候得ば若公卿方御引渡し候ても七月之事を御詫申上候儀に無之還て寡君父子之罪を増し是迄攘夷之奉叡慮候も罪と相成可申一國之臣民手足之措所無之奉存候且今日國內之情實異論比黨之弊有之紛亂仕居候得共寡君父子失信義公卿方を見放し候はゞ國內忽動搖干戈を動し候様相成尙更天幕へ對し奉恐入候閣下惻隱之心を以て二州之宗社を御安し被下

候はす却て傾危亡滅に至候は閣下之御恩顧も不終遺憾此事に奉存候何卒不殺之威不悔之恩を以寡君父子之微誠二州之艱難を御憐被成下公卿方御轉座無之様幾重にも御寛容之御取計被仰付度奉伏願候尙亦攘夷之大典御擧被遊候はゞ公卿方直様御留り被成候のみならず鷹司殿下奉始悉く御復舊相成候様爲天下萬世御周旋被遊候はゞ寡君父子日新之道を開き恐懼之魂を返し雷電之命を奉じ先鋒之微忠を盡し可奉報天恩臣等犬馬之心も唯一死あり宜敷御裁判被下候様軍門に伏し奉犯威嚴候恐惶頓首拜上 十二月

翌二十五日筑藩熊澤某副總督府に至り太田野村の哀願書を出し二人の爲め渡海提出の允許を請ふ竟に允さず

（小倉在陣日記二十五日の條）

今日吉井幸輔下之關へ罷越候

右は筑前月形洗藏初長府役人并激徒隊長等應接致度故なり右應接之主意は五卿早々引渡し證據を表し候へば夫を以萩政府より激徒へ苛酷之處置無之様周旋

致し可遣旨なり且又野村和作太田市之進款願書差出申度一件も差留候内意なり

(同二十六日の條)

昨日之記録に有之候通り過激輩野村和作等款願書差出度に付筑藩月形洗藏初へ頻に相頼候付洗藏等も甚困窮致居候折柄吉井幸輔馬關へ罷越候付洗藏等幸輔へ副將府へ可然周旋致吳候様相頼候由右に付今日幸輔御本陣へ罷出一應模様申聞せ且又左之通書翰遣候ては如何先々其邊を以て取扱尙其上強て申出候はゞ其時に其處置致候ては如何と申聞候付可然旨御談に相成候事

(吉井幸輔の書)

前略然ば其筋御咄申承候處長州之兩士主家之爲款願之趣無據御周旋に付當地にて副將方へも申入候處武夫之習決心之形行神妙には可有之候得共何分此節柄久敷大兵を相曝且莫大之費弊にも相及候折柄右様之儀に付彼是日間取候ては皇國之御爲別て不相濟左候へば却て主家之爲にも不相成譯相旁御地にて幾

度も御論判有之候様との趣にて中々渡海之儀不相調勢に御座候可然御示談可被下候いづれ爾來之世態被想像候間一時身を屈鎮靜いたし被居候はゞ主家之爲は勿論皇國之御爲畢生之盡力如何様共可有之時勢に付旁御合可然御示諭可被下候以上

十二月二十六日

吉井幸輔

月形洗藏様  
筑紫衛様

二十七日三條西四條の二卿伊佐より長府に歸り功山寺に入る二十八日告別使根來上總公命を帯びて長府に到り五卿の爲めに餞す同日御楯隊亦奇兵隊の後を追ひ長府を去り四郎ヶ原に移る二十九日根來又五卿に謁して渡海を勸説す五卿漸く其意を決せり同日萩の長府邸吏三吉慎藏御楯隊四郎ヶ原移轉の事を藩政府に報告し且つ二事を請ふ一に曰く遊撃隊追討兵は美禰街道中街道と稱すを經過せしむること勿れと是れ奇兵隊等美禰街道に在りて之れと衝突の虞あるを以てなり二に

曰く鎮壓令中諸隊の二字を削り嚴に諸隊と遊撃隊との別を示せと是れ當時既に陽に反旗を擧げしは遊撃隊一派にして他の諸隊は未だ之れを公表せざりしを以てなり然れども其實は伊佐の諸隊中亦反抗の氣焰次第に加はり山縣小輔等同志と共に將に大に爲す所あらんとし萩駐在の南園隊亦萩を脱して來り合せり日未此間吉川監物は二十七日を以て岩國を發し廣島に赴く石河等已に其巡檢を發するに臨み監物毛利筑前栗屋隼太湯淺眞吾井原主水内藤造酒小倉源五右衛門以上六人は石河を送りて岩國に來れるなりを會會二十八日總督府藝侯を経て宗支藩の召し諸隊追討の得策に非らざる意を論せりと云ふ

老臣各一人及び吉川監物を來月二日を期し廣島に召致する命を目賀田喜助香川諒に傳ふ二人時に廣島に在りしなり同日監物其臣吉川采女境與一郎を大坂に遣る薩州邸に就て其周旋の勞を謝し更に寛典の幹旋を請はしむるなり

明年正月二人の大坂に入るや高崎兵部京都より到り其意を聞知し直ちに京都に歸て小松帶刀等に謀る其二十二日小松帶刀大坂に下りて二人に面し幹旋の要を告ぐ二人乃ち岩國に歸る當時高崎より境に送れる書信の要領を左に記す

〔正月十八日の書〕

下坂の節被仰聞云々之御事情早速帶刀初へ申聞候處逐一誠に御尤に奉存上候弊夫於御地御談話申上置候通弊藩力之限は盡力仕候固より之國議に御座候是丈は御厚配不被下様奉存候然處未尾老公も御上京無之成瀬も同斷いづれ上京之上は神速出張尊藩御趣意申込候積に御座候其上大略督府并に朝廷之御廟議奉尙候上帶刀同道御地へ臨み罷下候積に御座候左様御承知可被下候いづれ二十三四日方にも可罷成歟いと御待遠にも可有御座候得共不惡様御汲取可被下候是れは外に用向も有之下坂仕譯にて貴國之事而已煩勞する事に無之候一向御遠慮等には及不申候委細之事情は其節縷々可申盡と奉存候尤御上京一條爰元未だ色々故障之廉有之候今暫御指扣被下候様可然と談合仕候

〔同二十二日の書〕

小松も昨日より發足仕多分早御相談申上候事と想像仕候尾州之議論并に弊藩之見込等粗小松より御聞取被下候半御趣意通り極々寛大之處置に仕候模様

て誠ニ爲國無量之幸甚と可申候此末之處も僻藩微力限りは盡力之合に御座候  
間左様御安心可被下候何分得と涉熟考候處將來天下之形勢も天時人事二つな  
がら盡果如何なる善算嘉謀有之共國家興隆之見留更に無之日々國家淪胥人心  
瓦解と申に可至御同歎此事に御座候

二十九日監物總督府に至り成瀬隼人正永井主水正戸川鉾三郎等に面し寛典を哀  
請し且つ此議容れられずんば事關藩の人心に關し何等の變を生ずるを知るべか  
らざるの意を言ふ時に總督既に撤兵の議を決せるを以て解兵の令を監物に與ふ  
監物乃ち明年正月元日廣島を發して岩國に歸り廣島應接の要を粟屋隼太湯淺眞  
吾に告ぐ二日湯淺岩國を發して萩に歸り復命す同日總督府毛利筑前長府老臣毛  
利勤兵衛徳山老臣富山要人清末老臣内藤忠太郎に均しく解兵の旨を授く

### 防長回天史第四編 下 畢

明治四十五年六月二十日印 刷  
明治四十五年六月二十五日發 行  
大正十年二月二十五日修訂再版印刷  
大正十年三月一日修訂再版發行

著 者 于 雷 末 松 謙 澄

東京市芝區西久保城山町四番地

發 行 者 末 松 春 彦

東京市芝區三田四國町二番地十七號

印 刷 者 大 瀧 由 次 郎

東京市京橋區宗十郎町十五番地

印 刷 所 會 社 東 京 國 文 社



貼紙補修資料

工 514-6

終